

建設業法施行令の一部を改正する政令案要綱

一 建設機械施工、土木施工管理及び建築施工管理に係る二級の技術検定は、国土交通大臣が定める種別に細分して行うものとする事。

(第二十七条の三関係)

二 学校教育法による高等学校等を卒業した者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めた者は、国土交通大臣が定める種別以外の土木施工管理若しくは建築施工管理又は電気工事施工管理、管工事施工管理若しくは造園施工管理に係る二級の技術検定の学科試験を受験することができる事とする事。

(第二十七条の五関係)

三 国土交通大臣が定める種別以外の土木施工管理若しくは建築施工管理又は電気工事施工管理、管工事施工管理若しくは造園施工管理に係る二級の技術検定の学科試験に合格した者は、種目（国土交通大臣が定める種別以外の土木施工管理又は建築施工管理にあつては、種目及び種別）を同じくする二級の技術検定の学科試験で国土交通大臣の定めるものを免除することとする事。

(第二十七条の七関係)

四 その他所要の改正を行う事。

五 この政令は、公布の日から施行すること。